町田市福祉のまちづくり総合推進条例

整備基準等マニュアル

- 建築物・共同住宅等 -







はじめに

町田市では、全ての市民が一人ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に保障される社会の実現に向けて、1993 年 12 月に「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」を制定し、1995 年 7 月に施行規則を全面施行しました。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機に、国では、「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」や「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」の改正、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂が行われました。都においては、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」の改正を行っています。

これらの内容を踏まえ、町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則 においても、車椅子使用者用便房や宿泊施設の一般客室、道路、公共交通 施設に関する基準の改正を行うなど、バリアフリー化の一層の推進を図っ ています。

本マニュアルは、最新の条例の目的や考え方に基づき、全ての人が施設を安全かつ快適に利用できるよう作成された整備基準及びより高い水準となる望ましい整備について、解説・図解したものです。

事業者・設計者・市民の皆様が住みやすいまちづくりを進めるに当たり、 このマニュアルが有効に活用されることを期待します。

2023年10月

